

重要事項説明書：介護保険（要支援）

1、 介護予防訪問看護を提供する事業所

事業所名	厚生連吉田訪問看護ステーション
開設者	広島県厚生農業協同組合連合会 吉田総合病院 病院長 田代裕尊
介護保険指定事業所番号	3463690051
所在地	安芸高田市吉田町吉田 3666
連絡先	電話番号 0826-42-4328 携帯電話 090-1016-8037

2、 事業目的及び運営方針

（１）事業目的

厚生連吉田訪問看護ステーションは、全人的なケアの提供により、在宅療養者とそのご家族が安心・納得して自分らしい療養生活を送れる環境づくりを目指します。

疾病や障害を持ちながらも、住み慣れた地域で最期まで尊厳を持って生きるための支援を行います。実践経験が豊かで、継続的な教育・研修を受けた看護人材を配置し、質の高い訪問看護サービスを提供いたします。

（２）運営方針

- ・事業所看護師等は要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指します。
- ・事業の実施に当たっては、保健所、市町村及び医療機関などの関係機関ならびに、地域の保健・医療・福祉の関係職種等と密接な連携を図ります。

3、 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで	休日	土・日・祝日
営業時間	午前8時30分から午後5時まで		年末年始（12/30～1/3）

4、 実施地域

安芸高田市

5、 職員体制

管理者	西本 小夜	
	職 務 内 容	人数
訪問看護 スタッフ	看護師の免許を有する者が居宅に出向いて看護を行います	4 名

6、介護予防訪問看護の内容

（１）提供する介護予防訪問看護サービスの内容

ア） 介護予防訪問看護計画の作成

主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた介護予防訪問看護計画を作成します。

イ） 介護予防訪問看護の提供

内 容	① 病状・障害の観察、健康管理 ② 療養上の世話（清潔の保持、排泄の援助、水分・栄養） ③ 医師の指示による医療処置（創処置・導尿・経管栄養・疼痛の管理・点滴・在宅酸素） ④ リハビリ ⑤精神的援助 ⑥社会生活拡大の支援 ⑦ 家族など介護者の支援 ⑧他のサービスとの連携、調整
--------	---

（２）看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行ないません

- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③利用者同居家族に対するサービス提供
- ④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

（３）利用料・その他の費用

訪問看護利用料

【看護師による訪問】この料金は、**1 割負担の料金**となります。

提供時間 提供時間帯	20 分未満	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満
昼間 8:30～17:00	303 円	451 円	794 円	1,090 円

＊ 提供時間は、実際のサービス提供時間ではなく、介護予防サービス計画に定める時間数です。

＊ 訪問時の状況によっては、提供時間数を変更することがあります。

＊ 緊急訪問時は、提供した時間の利用料が加算されます

＊ 利用開始 12 ヶ月を超えた場合は、1 回につき 5 単位減算での算定となります
（当事業所では、要支援の方の利用は 12 ヶ月を限度としております）

加算される費用

この料金は 1 割負担の料金となります

	内 容	利用料
長時間訪問看護加算	指定訪問看護で特別な管理を要する利用者で、所要時間が 1 時間以上 1 時間 30 分未満の介護予防訪問看護を行った後に引き続き介護予防訪問看護を行って通算 1 時間 30 分以上となる場合	300 円/回
複数名訪問加算 （Ⅰ）	同時に複数の看護師又は理学療法士が一人の利用者に介護予防訪問看護を行った時に加算する	30 分未満の場合 254 円/回
		30 分以上の場合 402 円/回
初回加算	新規に介護予防訪問看護計画を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の指定介護予防訪問看護を行った日の月に属する月に指定介護予防訪問看護を行なった場合	初回加算Ⅰ 350 円/初回のみ （退院日、当日の初回訪問）
		初回加算Ⅱ 300 円/初回のみ （退院日、翌日以降の初回訪問）

その他の利用料（消費税別）

- ＊衛生材料費・・・ガーゼ、その他処置に必要な物をステーションから出した場合
- ＊エンゼルケア・・・主治医による死亡確認後、清拭や着替えを行います・・・8000 円

お支払いについて

- ＊口座振替（ＪＡ）：毎月 10 日が引き落としになります
- ＊病院窓口での現金支払い

7、 介護予防訪問看護サービスの内容の見積もり

このサービス内容の見積もりは、利用者の介護予防サービス計画にそって、事前にお聞きした日常生活の状況や利用者意向をもとに作成したものです。

契約締結後のサービス提供はこの内容に基づく「介護予防訪問看護計画」を作成の上で実施しますが状況の変化、意向の変動により内容変更を行うことも可能です。

（１）サービス提供責任者

氏名 西本 小夜 【連絡先：Tel（0826）42-4328】

(2) 提供予定の訪問看護の内容と料金

曜日	訪問看護時間帯	サービス内容	利用料（円）
月			看護 303× 451× 794× 1,090× 加 算 サービス提供 6× 体制強化加算Ⅰ
火			
水			
木			
金			
土			
日			
その他の加算		初回加算Ⅱ 300	

(3) 1 ヶ月あたりの利用者負担

利用者負担額の目安	円（重度障害・特定疾患・原爆）
-----------	-----------------

ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いはサービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。
この見積もりの有効期間は説明の日から1 ヶ月以内とします。

8、個人情報の保護について

(ア) 秘密の保持について

サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約が終了した後も継続します。事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させる為、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容とします。

(イ) 個人情報の利用について

*当ステーションでは利用者様の個人情報については下記の目的に利用し、その取り扱いには万全の体制で取り組んでいます。利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

*使用目的・・・主治医・担当介護支援専門員・他職種への情報提供、サービス担当者会議

*使用する期間・・・訪問終了時まで

- *条件・・・◎個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては
関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払うこと。
- ◎個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

(ウ) 情報開示について

訪問看護記録・訪問看護計画書などの書類に関して開示することができます。

9、緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医の医師へ連絡を行なう等の必要な措置を講じると共に利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

主治医氏名		
医療機関名		吉田総合病院
所在地及び電話番号		広島県安芸高田市吉田町吉田 3666 Tel (0826) 42-0636
訪問看護ステーション		スタッフが携帯電話で対応します(管理者電話対応)
連絡先		① 0826-42-4328 (厚生連吉田訪問看護 ステーション専用) ② 090-1016-8037 (訪問看護管理者携帯電話)
家族等の 緊急 連絡先	氏名(続柄)	
	住所及び電話番号	

*緊急時は、上記に記載している携帯電話にご連絡ください。

尚、電波の関係や運転中など連絡がとれない場合、再度おかけ直しいただくか、緊急な場合は(0826-42-4328)に連絡していただき、こちらより折り返しご連絡差上げます。

10、事故発生時の対応

- 事業者は、サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、地域包括支援センター等に連絡を行い、必要な処置を講じます。
- 事業者はサービス提供にあたって、万が一事故が発生し、利用者または利用者の家族の生命・身体・財産に損害が生じた場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者の家族に重大な過失がある場合は、この限りではありません。
- 事業者は万が一の事故発生に備えて損害賠償保険に加入しています。

11、相談窓口、苦情対応

- サービス提供に関するご相談・苦情は次の窓口で対応します。サービス提供に関するご相談・苦情は次の窓口で対応します。

厚生連吉田訪問看護ステーション 苦情相談窓口 所在地 安芸高田市吉田町 3666 電話番号 (0826) 42-4328 携帯電話 090-1016-8037 受付時間 月曜日～金曜日 (8:30～17:00) 年末年始・祝祭日は除く 管理者 西本 小夜	公的機関においても次の機関で苦情申し出等ができます。 所在地 安芸高田市市役所 保険医療課 介護保険係 受付時間 月曜日～金曜日(8:30～17:00) 年末年始・祝祭日は除く ☎(0826) 42-5618 広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 ☎(082) 554-0783
---	--

- 事業者は利用者から提供した訪問看護サービスについて、利用者または利用者の家族から苦情の申し出があった場合は迅速、適切に対処しサービスの向上に努めます。